

令和 3年 11月 12日変更

行動計画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日から令和 4年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、子育てに関する休暇の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員…育児休業または子の看護休暇を1人以上取得すること。

女性社員…育児休業の取得率を80%以上にすること。

(対策)

●令和 2年 10月～男性も子育てに関する休業を取得できることを周知する。

必要に応じて管理職に説明を実施する。

●令和 3年 4月～育児休業制度や運用についての子を持つ社員への説明を実施する。

目標 2：有給の年間平均取得日数を9日以上にする。

(対策)

●令和 2年 4月～ 計画年休の継続実施。

社員の有給取得、残業時間の実態を経営会議で定期的にフォローし、
残業時間の削減と有給取得を促進する。

●令和 2年 9月～ 有給取得日数が少ない社員へ上司を通じて有給取得を促進する。

目標 3：在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方を導入する。

(対策)

●令和 2年 4月～社内検討の実施

●令和 2年 11月～制度の開始

●令和 3年 11月～在宅勤務制度の見直しや対象の拡充